令和３年度 組合青年部交流促進事業

組合青年部活動助成金

募集要綱

（４次募集）

令和３年１０月

北海道中小企業団体中央会

令和３年度 組合青年部交流促進事業
組合青年部活動助成金 募集要綱（４次募集）

令和３年１０月１日
北海道中小企業団体中央会

１．目的

近年の中小企業・小規模事業者においては、慢性的な人手不足が深刻の度を増しており、後継者不在により廃業を余儀なくされるケースもあるなど、経営を揺るがす大きな問題となっている。

そこで、後継者の確保や次代を担う業界のリーダーの育成を図るため、北海道中小企業団体中央会（以下「本会」という。）の会員である組合（連合会含む。）が設置する青年部（以下「組合青年部」といいます。）が独自に取り組む各種事業にかかる費用の一部を助成します。

２．助成対象者

助成金の交付対象となる者は、本会の会員である組合青年部とし、助成区分は次のとおりとします。

【単独型】１組合青年部が単独で行う事業

【連携型】複数の組合青年部が連携して行う事業

ただし、次の場合は対象外とします。

（１）前年度において助成金の交付を受けている場合。
（２）実施しようとする事業が本会の実施するほかの支援事業と重複している場合。
（３）所属組合から事業実施及び助成金申請の同意を得られていない場合。
（４）会員からの会費収入等の独自予算がなく、所属組合からの助成等のみで事業運営されている場合。
（５）活動初年度の場合。

３．助成対象事業

組合青年部が主体となって実施する独自事業であって、次に掲げるものとします。

Ａ．人手不足対策

人手不足解消を図るための出前授業や企業説明会の実施、技術力底上げのための若手技術者研修などを行う事業。

Ｂ．展示会等出展

販路拡大や取引力強化促進のため、国内外で開催される展示会等への出展を行う事業。

Ｃ．情報発信

組合・業界の認知度向上のため、ホームページやチラシ、ＰＲ映像・ＤＶＤ等の制作や

業界ＰＲイベントなどを行う事業。

Ｄ．視察研修

部員のスキルや知識の向上、見識を広めて組合青年部活動の活性化に資するため、国内外において先進的な取組を行う企業・組合等の視察研修を行う事業。

Ｅ．調査・研究

業界が抱える課題、現状等を明らかにした上、調査結果に基づいて分析等を行う事業。

または、新たなデザイン、技術、製品（商品）の研究・開発等を行う事業。

Ｆ．社会貢献

地域貢献・活性化を目的として行うボランティア活動等を行う事業。

Ｇ．その他

上記のほか、業界の特徴や社会情勢等を踏まえて行う組合青年部活動を促進させるための事業。

４．助成金額及び助成率

助成対象経費の３分の２以内とし、上限を３０万円（総経費４５万円以上）とします。

５．助成事業の実施期間

助成事業の実施期間は原則として、助成金の交付決定を受けた日からとします。遅くとも令和４年３月４日（金）までには事業を終了させてください。

ただし、個別の事業計画を勘案して、交付決定前の事業開始（事前着手）を認めることがあります。

６．助成対象経費

助成金の対象となる経費は次のとおりとします。

会場借料、旅費、謝金、借損料、印刷費、車両借上費、資料費、通信運搬費、消耗品費、材料費、視察研修費、展示会出展費、委託費

＜補助対象とならない経費＞

① 電話代、インターネット利用料金等の通信費

② 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費

③ アプリなどのインターネットサービス利用料

④ 金融機関などへの振込手数料

⑤ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費

⑥ 不動産の購入費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用

⑦ 設備・備品を取得（購入）する費用（補助対象期間内の使用に限った費用を特定できるレンタル・リース、消耗品にかかる経費は補助対象）

⑧ 打ち合わせ費用等の飲食代

⑨　上記のほか、助成金の用途として、社会通念上、不適切と認められる経費

※経費の支出に関しては、助成金交付規程の助成対象経費（別紙１）及び経費支出基準（別紙２）を参照してください。

７．補助対象組合青年部の選定

補助対象組合青年部は、応募の内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちからより先進的な取組、波及効果の高い取組について、選考委員会において選定します。

＜選考基準＞

①補助対象組合青年部としての適合性

②事業実施の必要性、事業計画の妥当性

③実施効果など

８．全体のスケジュール

	日　　程	中　央　会	事業実施組合青年部
事業募集	１０月１日（金） 令和４年１月２８日（金）	**募集の開始** **募集の締切**	← 申請書類の提出
採否決定・事業実施	応募があり次第随時開催 随時決定 令和４年３月４日（金）まで	選考委員会 → **採否の決定・通知**	→ **事業開始** **事業終了**
事業報告・支払	事業終了後～ 実績報告・請求書受領後～ 令和４年３月３１日（木）まで	審　査 → **助成額の確定・通知** **助成金の支払**	← 実績報告・請求書の提出

※募集期限内であっても、応募が予算額に達した時点で募集を締め切らせていただきます。

なお、予算額に達しない場合は、募集期間を延長する可能性があります。

９．申請方法

（１）提出書類

区分	提出書類	添付書類	備考
単独型	助成金交付申請書【様式第１号】 １．組合及び青年部の概要【別紙１】 ２．事業計画書【別紙２】 ３．事業実施確認及び同意書【別紙３】	（１）会則又は青年部規約 （２）前年度の青年部活動の収支が確認できるもの （３）会員名簿 （４）経費の積算根拠（見積書等）	
連携型	助成金交付申請書【様式第２号】 １．組合及び青年部の概要【別紙１】※ ２．事業計画書【別紙２】 ３．事業実施確認及び同意書【別紙３】※ ４．連携型事業申請確認書【別紙４】	（１）会則又は青年部規約※ （２）前年度の青年部活動の収支が確認できるもの※ （３）会員名簿※ （４）経費の積算根拠（見積書等）	※別紙１、３及び添付書類については、参加する組合青年部分必要です。

本要綱及び交付規程を必ずご確認の上、交付規程に定められた次の書類を提出してください。

※１　提出書類は、正本１部、写し１部の計２部を提出してください。

（２）提出期限・方法

ア　提出期限

令和４年１月２８日（金）（当日必着）

イ　提出方法

郵送又は直接ご持参ください。

ウ　提出先

〒060-0001　札幌市中央区北１条西７丁目プレスト１・７　３階

北海道中小企業団体中央会　連携支援部　（電話）011-231-1919

１０．留意事項

（１）本事業の変更等

助成金の交付決定を受けた後、本事業の内容または助成対象経費を変更しようとする場合、もしくは本事業を中止または廃止しようとする場合は、変更承認申請書により事前に承認を得る必要があります。

（２）実績報告・請求書

本事業を実施し、助成対象経費の支払いを行った後、速やかに実績報告・請求書に必要な根拠書類を添付して本会に提出しなければなりません。

（３）助成金の支払

本会は、実績報告・請求書の提出を受けたときは、申請者から指定された金融機関の口座に振込みにより助成金を支払います。

（４）交付決定の取消し及び助成金の返還

次の事項に該当した場合には、交付決定を取り消すとともに、すでに助成金を支払った場合でも返還を求めることがあります。

① 本事業に関して本会の指示に違反した場合

② 助成金を本事業以外の用途に使用した場合

③ 本事業に関して不正、その他不適当な行為をした場合

１１．その他

必要な様式やその他の事項については、交付規程を確認してください。